

## 1 基本方針

千種町では、千種町園小中高連携一貫教育の推進目標『子どもに夢を 千種に元気を！【千種に生き 千種を活かす 子どもの育成】』の実現をめざしている。

この推進目標の下、全ての児童生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ見逃しゼロ」の学校をめざし、いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期解決に取り組むために千種町「いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

## 2 「いじめ」の定義

平成25年度「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめについては、以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 3 基本的な考え方

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行う。
- (4) 児童生徒は、他の児童生徒に対して行われているいじめを認知したときは、これを放置することがないように努める。
- (5) 教職員は、これらの基本理念にのっとり、在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- (6) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- (7) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- (8) 保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- (9) 学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、こころの通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動をとおして道徳教育および人権教育並びに体験活動等の充実を図る。

## 4 いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- (2) 学校は、当該学校に在籍する児童生徒およびその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- (3) 学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

## 5 職員の資質向上

学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施するとともにその他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は、当該学校に在籍する児童生徒およびその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

## 7 重大事態への対処

学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、特別な組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。ただし、県または市の教育委員会が調査を行う場合は、この限りでない。

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (2) 学校は、重大事態が発生した場合には、当該教育委員会を通じて、その旨を、設置者（県知事または市長）に報告する。

## 8 校内いじめ問題対策委員会および千種町いじめ問題対策委員会の設置

宍粟市立千種小学校、宍粟市立千種中学校、兵庫県立千種高等学校は、各校内いじめ問題対策委員会（校内委員会）を設置するとともに、連携して「千種町いじめ問題対策委員会」（町対策委員会）を設置する。

### (1) 校内委員会

#### ア 目的と役割

各校においていじめ問題への対応について意思決定を行い、すべての教職員が一致団結していじめ問題に取り組むため、総括的・指導的役割を果たす。いじめ問題への対応については、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげて取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導を行う。

#### イ 構成員

校長、教頭、生徒指導担当者、学級・学年担任（複数）、養護教諭、スクールカウンセラー等の関係者で構成する。

#### ウ 機能

- (ア) 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- (イ) いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- (ウ) いじめに関する子ども、保護者、地域住民に対する意識啓発
- (エ) いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- (オ) いじめや問題行動等に係る情報の収集と記録
- (カ) いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- (キ) いじめの防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善

### (2) 町対策委員会

#### ア 目的と役割

各校におけるいじめ問題への対応について情報交換等を行い、千種町内に勤務するすべての教職員が一致団結していじめ問題に取り組むための意思疎通に資する。

#### イ 構成員

千種町園小中高連携一貫教育推進委員会生活交流部会長および生徒指導担当者

#### ウ 機能

- (ア) 千種町（千種小中学校・千種高等学校）「いじめ防止基本方針」の策定や見直し
- (イ) いじめの防止対策のための各校年間計画に関する意見交換
- (ウ) 千種町全体のいじめに関する児童生徒、保護者、地域住民に対する意識啓発
- (オ) 各校におけるいじめや問題行動等に係る情報の収集と記録

## 9 いじめの未然防止

いじめ問題の対応においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、いじめを生まない土壌づくりのため、すべての教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

### (1) 学校教育活動全体を通じた豊かなこころの育成

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の内面理解に基づき、すべての児童生徒が意欲的・主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、生命を尊重するところや規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、望ましい集団活動を通してよりよい人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動を充実させ豊かなこころを育成する。

### (2) いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等のあらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人一人に対し、互いを思いやり他者を尊重できるところや、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

### (3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

自分自身に対する理解を深めるとともに、相手の気持ちを思いやる力を育み、相手を傷つけずに自分の考えを表現するなどのコミュニケーション能力を育成する。また学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめの防止等について主体的に活動を進める中から、集団の一員としての自覚を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。教育は人格と人格の触れ合いであり、教職員の姿勢は児童生徒の重要な教育環境である。子どもを傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないように、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する児童生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

### (4) 児童生徒や学級の状況の把握

日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わる。また、人間関係、ストレス等に関する調査等の実施により、児童生徒や学級の状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立てる。さらに、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行う。

### (5) 校内研修の充実

市対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

### (6) 家庭への支援

いじめの防止等に関する意識の啓発に努めるとともに、相談を受けつける体制の周知を図り、児童生徒や保護者の悩みに迅速に対応する。また、保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、行動の変化等について情報を得るなどして、児童生徒を共に見守っていく態勢を充実させる。